

## 香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年2月14日

規則第1号

改正 平成18年3月27日規則第8号

平成19年4月1日規則第16号

平成21年4月1日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物最終処分場の設置及び管理に関する条例（平成18年香取広域市町村圏組合条例第1号）第6条の規定に基づき、香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物最終処分場（以下「処分場」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(廃棄物の処理)

第2条 処分場で埋立処分する廃棄物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本組合から排出される不燃性の残渣
- (2) 本組合から排出される焼却残渣

(廃棄物の制限)

第3条 次の各号に掲げるものは、搬入することができない。

- (1) 有毒性物質を含むもの
- (2) 爆発性のあるもの
- (3) その他埋立処分することが適当と思われないもの

(その他)

第4条 この規則に規定するもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月27日規則第8号）

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年4月1日規則第16号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第10号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。